



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *3 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (長寿社会課)..... 1
- *4 和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 3

規 則

和歌山県規則第3号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成5年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「老人居宅支援事業変更届出書」を「老人居宅生活支援事業変更届出書」に改める。

第16条中「第29条第9項」を「第29条第11項」に改める。

別記第22号様式を次のように改める。

別記第22号様式 (第15条関係)

和歌山県知事 様

第 号
年 月 日

住所〔法人にあつては、主たる事務所の〕印
氏名〔所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

有料老人ホーム設置届出書

有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び設置予定地
- 2 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 5 施設の管理者の氏名及び住所
- 6 施設において供与される介護等の内容
- 7 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 8 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- 9 設置しようとする者の直近の事業年度の決算書
- 10 施設の運営の方針
- 11 入居定員及び居室数
- 12 市場調査等による入居者の見込み
- 13 職員の配置の計画
- 14 前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額
- 15 前払金の返還に係る保全措置を講じたことを証する書類
- 16 入居契約の解除に係る返還金に関する定め
 - (1) 定めの内容
 - (2) 返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- 17 損害賠償額の予定 (違約金を含む。)に関する定めの内容
- 18 医療施設との連携の内容
- 19 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 20 長期の収支計画
- 21 入居契約書
- 22 施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

別記第25号様式中「第29条第9項」を「第29条第11項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の老人福祉法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第4号

和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県医師確保修学資金貸与規則（平成18年和歌山県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中	研修資金	自宅外から通学する者	月額15万円	を	研修資
		自宅から通学する者	月額10万円		

金	自宅外から通学する者	月額10万円	に改める。
	自宅から通学する者		

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に初めて貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。